

別表 岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例と省令の対照

条例		省令	独自基準※を規定するもの
第1章 総則	第1条(趣旨)	—	
	第2条(定義)	第2条	
	第3条(指定居宅サービスの事業の一般原則)	第3条	
	第4条(暴力団の排除)	—	○
	第5条(指定居宅サービス事業者の指定に関する基準)	—	
第2章 訪問介護	第6条(基本方針)	第4条	
	第7条(訪問介護員等の員数)	第5条	
	第8条(管理者)	第6条	
	第9条(設備及び備品等)	第7条	
	第10条(内容及び手続の説明及び同意)	第8条	
	第11条(提供拒否の禁止)	第9条	
	第12条(サービス提供困難時の対応)	第10条	
	第13条(受給資格等の確認)	第11条	
	第14条(要介護認定申請に係る援助)	第12条	
	第15条(心身の状況等の把握)	第13条	
	第16条(居宅介護支援事業者等との連携)	第14条	
	第17条(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)	第15条	
	第18条(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)	第16条	
	第19条(居宅サービス計画等の変更の援助)	第17条	
	第20条(身分を証する書類の携行)	第18条	
	第21条(サービスの提供の記録)	第19条	
	第22条(利用料等の受領)	第20条	
	第23条(保険給付の請求のための証明書の交付)	第21条	
	第24条(指定訪問介護の基本取扱方針)	第22条	
	第25条(指定訪問介護の具体的取扱方針)	第23条	
	第26条(訪問介護計画の作成)	第24条	
	第27条(同居家族に対するサービス提供の禁止)	第25条	
	第28条(利用者に関する市町村への通知)	第26条	
	第29条(緊急時等の対応)	第27条	
	第30条(管理者及びサービス提供責任者の責務)	第28条	
	第31条(運営規程)	第29条	○(第7号)
	第32条(介護等の総合的な提供)	第29条の2	
	第33条(勤務体制の確保等)	第30条	
	第34条(衛生管理等)	第31条	
	第35条(掲示)	第32条	○(第2項)
	第36条(秘密保持等)	第33条	
	第37条(広告)	第34条	
第38条(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)	第35条		
第39条(苦情処理)	第36条		
第40条(地域との連携)	第36条の2		
第41条(事故発生時の対応)	第37条		
第42条(会計の区分)	第38条		
第43条(記録の整備)	第39条	○(第2項)	
第44条(訪問介護員等の員数)	第40条		
第45条(管理者)	第41条		
第46条(設備及び備品等)	第42条		
第47条(同居家族に対するサービス提供の制限)	第42条の2		
第48条(準用)	第43条		
第3章 訪問入浴介護	第49条(基本方針)	第44条	
	第50条(従業者の員数)	第45条	
	第51条(管理者)	第46条	
	第52条(設備及び備品等)	第47条	
	第53条(利用料等の受領)	第48条	
	第54条(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)	第49条	
	第55条(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)	第50条	
	第56条(緊急時等の対応)	第51条	
	第57条(管理者の責務)	第52条	
	第58条(運営規程)	第53条	○(第8号)
	第59条(記録の整備)	第53条の2	○(第2項)
	第60条(準用)	第54条	
第61条(従業員の員数)	第55条		
第62条(管理者)	第56条		
第63条(設備及び備品等)	第57条		
第64条(準用)	第58条		
第4章 訪問看護	第65条(基本方針)	第59条	
	第66条(看護師等の員数)	第60条	
	第67条(管理者)	第61条	
	第68条(設備及び備品等)	第62条	
	第69条(サービス提供困難時の対応)	第63条	
	第70条(居宅介護支援事業者等との連携)	第64条	
	第71条(利用料等の受領)	第66条	
	第72条(指定訪問看護の基本取扱方針)	第67条	
	第73条(指定訪問看護の具体的取扱方針)	第68条	
	第74条(主治の医師との関係)	第69条	
	第75条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)	第70条	
	第76条(同居家族に対する訪問看護の禁止)	第71条	

別表 岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例と省令の対照

	条例	省令	独自基準※を規定するもの
	第77条(緊急時等の対応)	第72条	
	第78条(運営規程)	第73条	○(第7号)
	第79条(記録の整備)	第73条の2	○(第2項)
	第80条(準用)	第74条	
第5章 訪問リハビリテーション	第81条(基本方針)	第75条	
	第82条(従業者の員数)	第76条	
	第83条(設備及び備品等の要件)	第77条	
	第84条(利用料等の受領)	第78条	
	第85条(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)	第79条	
	第86条(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)	第80条	
	第87条(指定訪問リハビリテーション計画の作成)	第81条	
	第88条(運営規程)	第82条	○(第6号)
	第89条(記録の整備)	第82条の2	○(第2項)
	第90条(準用)	第83条	
第6章 居宅療養管理指導	第91条(基本方針)	第84条	
	第92条(従業者の員数)	第85条	
	第93条(設備及び備品等)	第86条	
	第94条(利用料等の受領)	第87条	
	第95条(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)	第88条	
	第96条(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)	第89条	
	第97条(運営規程)	第90条	○(第5号)
	第98条(記録の整備)	第90条の2	○(第2項)
	第99条(準用)	第91条	
第7章 通所介護	第100条(基本方針)	第92条	
	第101条(従業者の員数)	第93条	
	第102条(管理者)	第94条	
	第103条(設備及び備品等)	第95条	
	第104条(利用料等の受領)	第96条	
	第105条(指定通所介護の基本取扱方針)	第97条	
	第106条(指定通所介護の具体的取扱方針)	第98条	
	第107条(通所介護計画の作成)	第99条	
	第108条(運営規程)	第100条	○(第10号)
	第109条(勤務体制の確保等)	第101条	
	第110条(定員の遵守)	第102条	
	第111条(非常災害対策)	第103条	○(第2項)
	第112条(衛生管理等)	第104条	
	第113条(記録の整備)	第104条の2	○(第2項)
	第114条(準用)	第105条	
	第115条(この節の趣旨)	第105条の2	
	第116条(基本方針)	第105条の3	
	第117条(従業者の員数)	第105条の4	
	第118条(管理者)	第105条の5	
	第119条(利用定員)	第105条の6	
	第120条(設備及び備品等)	第105条の7	
	第121条(内容及び手続の説明及び同意)	第105条の8	
	第122条(心身の状況等の把握)	第105条の9	
	第123条(居宅介護支援事業者等との連携)	第105条の10	
	第124条(指定療養通所介護の具体的取扱方針)	第105条の11	
	第125条(療養通所介護計画の作成)	第105条の12	
	第126条(緊急時の対応)	第105条の13	
	第127条(管理者の責務)	第105条の14	
	第128条(運営規程)	第105条の15	○(第9号)
	第129条(緊急時対応医療機関)	第105条の16	
	第130条(安全・サービス提供管理委員会の設置)	第105条の17	
	第131条(記録の整備)	第105条の18	○(第2項)
	第132条(準用)	第105条の19	
	第133条(従業者の員数)	第106条	
	第134条(管理者)	第107条	
	第135条(設備及び備品等)	第108条	
	第136条(準用)	第109条	
第8章 通所リハビリテーション	第137条(基本方針)	第110条	
	第138条(従業者の員数)	第111条	
	第139条(設備に関する基準)	第112条	
	第140条(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)	第113条	
	第141条(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)	第114条	
	第142条(通所リハビリテーション計画の作成)	第115条	
	第143条(管理者等の責務)	第116条	
	第144条(運営規程)	第117条	○(第9号)
	第145条(衛生管理等)	第118条	
	第146条(記録の整備)	第118条の2	○(第2項)
	第147条(準用)	第119条	
第9章 短期入所生活介護	第148条(基本方針)	第120条	
	第149条(従業者の員数)	第121条	
	第150条(管理者)	第122条	
	第151条(利用定員等)	第123条	
	第152条(設備及び備品等)	第124条	

別表 岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例と省令の対照

条例	省令	独自基準※を規定するもの
第153条(内容及び手続の説明及び同意)	第125条	
第154条(指定短期入所生活介護の開始及び終了)	第126条	
第155条(利用料等の受領)	第127条	
第156条(指定短期入所生活介護の取扱方針)	第128条	
第157条(短期入所生活介護計画の作成)	第129条	
第158条(介護)	第130条	
第159条(食事)	第131条	
第160条(機能訓練)	第132条	
第161条(健康管理)	第133条	
第162条(相談及び援助)	第134条	
第163条(その他のサービスの提供)	第135条	
第164条(緊急時等の対応)	第136条	
第165条(運営規程)	第137条	○(第9号・第10号)
第166条(定員の遵守)	第138条	
第167条(地域等との連携)	第139条	
第168条(記録の整備)	第139条の2	○(第2項)
第169条(準用)	第140条	
第170条(この節の趣旨)	第140条の2	
第171条(基本方針)	第140条の3	
第172条(設備及び備品等)	第140条の4	
第173条(準用)	第140条の5	
第174条(利用料等の受領)	第140条の6	
第175条(指定短期入所生活介護の取扱方針)	第140条の7	
第176条(介護)	第140条の8	
第177条(食事)	第140条の9	
第178条(その他のサービスの提供)	第140条の10	
第179条(運営規程)	第140条の11	○(第10号・第11号)
第180条(勤務体制の確保等)	第140条の11の2	
第181条(定員の遵守)	第140条の12	
第182条(準用)	第140条の13	
第183条(指定通所介護事業者等との併設)	第140条の26	
第184条(従業者の員数)	第140条の27	
第185条(管理者)	第140条の28	
第186条(利用定員等)	第140条の29	
第187条(設備及び備品等)	第140条の30	
第188条(指定通所介護事業者等との連携)	第140条の31	
第189条(準用)	第140条の32	
第10章 短期入所療養介護	第141条	
第190条(基本方針)	第141条	
第191条(従業者の員数)	第142条	
第192条(設備に関する基準)	第143条	
第193条(対象者)	第144条	
第194条(利用料等の受領)	第145条	
第195条(指定短期入所療養介護の取扱方針)	第146条	
第196条(短期入所療養介護計画の作成)	第147条	
第197条(診療の方針)	第148条	
第198条(機能訓練)	第149条	
第199条(看護及び医学的管理の下における介護)	第150条	
第200条(食事の提供)	第151条	
第201条(その他のサービスの提供)	第152条	
第202条(運営規程)	第153条	○(第7号・第8号)
第203条(定員の遵守)	第154条	
第204条(記録の整備)	第154条の2	○(第2項)
第205条(準用)	第155条	
第206条(この節の趣旨)	第155条の2	
第207条(基本方針)	第155条の3	
第208条(設備に関する基準)	第155条の4	
第209条(利用料等の受領)	第155条の5	
第210条(指定短期入所療養介護の取扱方針)	第155条の6	
第211条(看護及び医学的管理の下における介護)	第155条の7	
第212条(食事)	第155条の8	
第213条(その他のサービスの提供)	第155条の9	
第214条(運営規程)	第155条の10	○(第7号・第8号)
第215条(勤務体制の確保等)	第155条の10の2	
第216条(定員の遵守)	第155条の11	
第217条(準用)	第155条の12	
第11章 特定施設入居者生活介護	第174条	
第218条(基本方針)	第174条	
第219条(従業者の員数)	第175条	
第220条(管理者)	第176条	
第221条(設備に関する基準)	第177条	
第222条(内容及び手続の説明及び契約の締結等)	第178条	
第223条(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)	第179条	
第224条(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)	第180条	
第225条(サービスの提供の記録)	第181条	
第226条(利用料等の受領)	第182条	
第227条(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)	第183条	
第228条(特定施設サービス計画の作成)	第184条	

別表 岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例と省令の対照

条例	省令	独自基準※を規定するもの
第229条(介護)	第185条	
第230条(健康管理)	第186条	
第231条(相談及び援助)	第187条	
第232条(利用者の家族との連携等)	第188条	
第233条(運営規程)	第189条	○(第9号・第10号)
第234条(勤務体制の確保等)	第190条	
第235条(協力医療機関等)	第191条	
第236条(地域との連携等)	第191条の2	
第237条(記録の整備)	第191条の3	○(第2項)
第238条(準用)	第192条	
第239条(この節の趣旨)	第192条の2	
第240条(基本方針)	第192条の3	
第241条(従業者の員数)	第192条の4	
第242条(管理者)	第192条の5	
第243条(設備に関する基準)	第192条の6	
第244条(内容及び手続との説明及び契約の締結等)	第192条の7	
第245条(受託居宅サービスの提供)	第192条の8	
第246条(運営規程)	第192条の9	○(第10号・第11号)
第247条(受託居宅サービス事業者への委託)	第192条の10	
第248条(記録の整備)	第192条の11	○(第2項)
第249条(準用)	第192条の12	
第12章 福祉用具貸与	第193条	
第250条(基本方針)	第193条	
第251条(福祉用具専門相談員の員数)	第194条	
第252条(管理者)	第195条	
第253条(設備及び備品等)	第196条	
第254条(利用料等の受領)	第197条	
第255条(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)	第198条	
第256条(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)	第199条	
第257条(福祉用具貸与計画の作成)	第199条の2	
第258条(運営規程)	第200条	○(第6号)
第259条(適切な研修の機会の確保)	第201条	
第260条(福祉用具の取扱種目)	第202条	
第261条(衛生管理等)	第203条	
第262条(掲示及び目録の備え付け)	第204条	
第263条(記録の整備)	第204条の2	○(第2項)
第264条(準用)	第205条	
第265条(福祉用具専門相談員の員数)	第205条の2	
第266条(準用)	第206条	
第13章 特定福祉用具販売	第207条	
第267条(基本方針)	第207条	
第268条(福祉用具専門相談員の員数)	第208条	
第269条(管理者)	第209条	
第270条(設備及び備品等)	第210条	
第271条(サービスの提供の記録)	第211条	
第272条(販売費用の額等の受領)	第212条	
第273条(保険給付の申請に必要な書類等の交付)	第213条	
第274条(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)	第214条	
第275条(特定福祉用具販売計画の作成)	第214条の2	
第276条(記録の整備)	第215条	○(第2項)
第277条(準用)	第216条	
第14章 雑則	—	
第278条(委任)	—	